

『当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示』について

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

・ 一般名処方加算

当院では、お薬の処方にあたり一般名処方(お薬の「商品名」ではなく「有効成分の名称」を処方箋に記載すること)を行っています。一般名処方により、同じ有効成分でより安価な薬(後発医薬品)を選ぶことができ、また特定の医薬品の供給が不足した場合でも同じ有効成分の別の薬に切り替えることで必要な薬を受け取ることができます。なお、患者様が先発品の処方を希望する場合や、薬局で先発品を希望された場合には健康保険外の別途料金がかかることがあります。